

平成 3 1 年度 栄村農作業標準労賃・機械作業料金

農作業労務者の標準労賃並びに機械作業料金を次のとおり定める。

作業区分		単位	標準労賃及び料金	備考
一般農作業		1日	6,568円	田・畑一律とする ※長野県最低賃金(821円/1h)
		1時間	821円	
耕耘作業		10アール	5,800円	耕起15cmを基準
代かき作業		10アール	11,400円	3回かけ(縦2回、横1回)を基準
耕耘・代かき作業		10アール	16,000円	耕耘・代かき作業を一貫して行う場合
刈り取り コンバイン		10アール	20,700円	委託した者が補助1名をつける(モミ運搬費は別)
刈り取り バインダー		10アール	10,000円	結束ヒモ付き
田植	乗用・歩行	10アール	8,500円	委託した者が補助1名をつける
	側条(ペースト)		9,400円	
乾燥	生乾燥	60キロ (乾燥後)	1,740円	\
	はぜ乾燥		1,000円	
調整(粃すり)		60キロ (玄米)	870円	

注) この表は、あくまでも一般的な基準で定めていますので、農地の立地条件や社会情勢等により料金に変動が生ずる場合があります。

※機械作業料金は、消費税込料金。

栄村農地標準賃借料

等級は取量により区分 上=480kg 中=420kg 下=360kg (10a 当り)

区分	上	中	下
田	10,000円	7,000円	4,000円
畑	5,000円		

注) 標準賃借料は、栄村全域を定めた基準(目安)であり、立地条件、農地の面積、形状、傾斜、耕作作業条件等の実情を考慮して、当事者間の協議により増減することができます。

栄村農業委員会